

「志津まちづくり協議会」 会則

(令和8年4月1日付改正・施行)

(名称)

第1条 この会の名称は、志津まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(区域)

第2条 協議会の区域は、志津地域内とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、志津まちづくりセンター（以下、「センター」という）におく。

(目的)

第4条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、志津まちづくり計画書に定められた基本理念を推進していくことを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 志津まちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業に関すること。
- (3) センターの管理・運営に関すること。
- (4) 協議会の会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (5) 行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。
- (6) 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。
- (7) 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第6条 協議会の会員は、次の対象者とする。

- (1) 区域内の居住者
 - (2) 区域内の組織・団体・事業者
 - (3) 協議会に入会手続きをして認めた区域内の組織・団体・事業者に勤務されている者
 - (4) その他、協議会が認めた者
- 2 前項の組織・団体・事業者については、別に細則で定める。

(会費)

第7条 協議会の会費の基準および徴収方法は、別に定める。

(役員等)

第8条 協議会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) プロジェクトリーダー | 若干名 |
| (5) 理事 | 15名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

2 三役は、会長、副会長、事務局長で構成する。

(役員等の選出)

第9条 役員は、第6条の会員とし、次の方法により選出して総会において承認を得るものとする。

- (1) 新会長および新副会長の候補者は、現職の会長、副会長、町内会長会の代表および副代表で構成する役員選考委員会より選出する。ただし、副会長の1名は町内会長会より推薦されたものとする。
- (2) プロジェクトリーダー候補者は、各プロジェクトより選出する。
- (3) 理事候補者は、町内会長会より5名を、協議会に所属する各種団体の代表の中から若干名を、理事会で選出する。
- (4) 監事は、会長が候補者を指名する。
- (5) 事務局長は、センター長を候補者として理事会で選出する。

(役員等の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も新役員が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。

(役員等の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、町内会長会より推薦された副会長は、町内会長会を担当する。
- (3) 事務局長は、会計および協議会の運営に必要な事務を担当すると共に、必要に応じて、団体や行政との連絡調整を行う。

- (4) プロジェクトリーダーは、各プロジェクトを統括し、運営する。
- (5) 理事は、担当する会務を運営する。
- (6) 監事は、協議会の会計および業務の監査を担当する。

第12条 役員が次の事項のいずれかに該当する時は理事会の同意を得て、解任することができる。

- (1) 社会通念上、著しく相応しくない行為（飲酒運転・パワハラ等）を行った場合。
- (2) 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。

(会議)

第13条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) プロジェクト推進会議
- (5) プロジェクト会議
- (6) 町内会長会
- (7) まちづくり計画推進会議
- (8) 志津学区防災本部

(総会)

第14条 総会は、代議員制とし、50名以内の代議員で構成する。

- 2 代議員の構成は、細則第4条に定める選出区分ごとに選出された代議員とする。
- 3 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で代議員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃等に関する事項
 - (4) 役員人事の承認に関する事項
 - (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項
- 5 総会は、会長が招集して、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認められた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。
- 6 総会は、代議員の過半数の出席（委任状出席を含む）で成立する。
- 7 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。
- 8 議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が2名指名する。議事録署名人

は、議事録を確認して署名する。

9 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(理事会)

第15条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会をおく。理事会は、第8条第1項に定める役員により構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。

(1) 総会に付議する事業計画・事業報告に関する事項

(2) 総会に付議する予算・決算の作成に関する事項

(3) 総会に付議する会則の改定・廃止に関する事項

(4) 総会に付議する役員人事（候補者）の承認に関する事項

(5) 事業計画の一部変更、補正予算および細則の制定、改廃等の承認に関する事項

(6) 第5条に定める事業の執行に関する事項

(7) 行政と協議すべき案件に関する事項

(8) 第10条第2項に定める後任役員の承認および第12条に定める役員の解任の同意に関する事項

(9) その他、会長が必要と認める事項

3 理事会は、会長が招集して、本会の運営・企画など重要事項を審議するものとし、会長が必要と認めた時、または会長を除く役員の過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。

4 理事会は、役員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席した役員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 理事会の議長は、会長があたる。

(三役会)

第16条 三役会は、会長、副会長、事務局長により構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員も加わることができる。

2 三役会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 総会、理事会に提出する議案に関する事項

(2) 協議会の運営に関し重要な事項

(3) プロジェクト間の調整など、協議会の運営にあたり調整が必要な事項

(4) その他、会長が必要と認める事項

(プロジェクト推進会議)

第17条 プロジェクト推進会議は、三役とプロジェクトリーダーをもって構成する。ただし、会長が

必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。

2 プロジェクト推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項
- (2) 各プロジェクト間の整合や調整に関する事項
- (3) プロジェクトの実行委員会の承認に関する事項
- (4) その他、プロジェクトの運営に関する事項

3 プロジェクト推進会議は、会長が招集して、会長が進行する。

4 プロジェクト推進会議で協議した事項は議事録として保管する。

(プロジェクト会議)

第 18 条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーとプロジェクトメンバーをもって構成する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合はその他の役員や関係者も加わることができる。プロジェクト会議は、プロジェクト単位に開催するものとする。

2 プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) プロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項
- (2) プロジェクトの組織構成、メンバー募集、管理、報告に関する事項
- (3) プロジェクトの実行委員会の開設、運営に関する事項
- (4) その他、プロジェクトの運営に関する事項

3 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが招集して、進行する。

(町内会長会)

第 19 条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。

2 町内会長会については、町内会長会規約に定める。

3 町内会長会は、代表が招集して、進行する。

4 町内会長会で協議した事項は副代表が議事録を作成して保管する。

(まちづくり計画推進会議)

第 20 条 まちづくり計画推進会議は、志津まちづくり計画書を着実に実現し、定期的にその成果を評価し、必要な計画の見直しを実行することを目的とする。

2 まちづくり計画推進会議は、三役とプロジェクトリーダー、町内会長会代表と副代表および各種団体の責任者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。

3 まちづくり計画推進会議の議長は、会長が務め、副議長は、会長が指名した副会長が務める。

4 まちづくり計画推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 単年度事業計画がまちづくり計画に連動していることの精査
- (2) まちづくり計画の定期的（基本的には毎年度）な評価と反省
- (3) まちづくり計画推進会議に属する専門委員会に関する事項

- (4) その他、プロジェクトの運営に関する事項
- 5 まちづくり計画推進会議は、議長が招集して、進行する。
- 6 まちづくり計画推進会議で協議した事項は議事録として保管する。

(志津学区防災本部)

第21条 志津学区防災本部(以下、「本部」という)は、災害発生時及び平常時の防災活動を着実に実施することを目的とする。

- 2 本部の運営は「志津学区防災本部規約」に定める。

(事務局)

第22条 協議会の円滑な運営のための事務を行うために事務局をおく。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長および事務局員で構成する。
- 3 事務局長は、事務局を統括し、センター長を兼務する。
- 4 センター長は、センター運営に関する職務を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐および事務局長が不在の場合、代行する。
- 6 事務局員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営の事務全般に関すること。
 - (2) センターの管理・運営に関すること。
 - (3) 各会議の運営の事務や調整に関すること。
 - (4) 行政との連絡調整に関すること。
 - (5) 組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。
 - (6) 必要に応じてプロジェクトに参画する。
 - (7) その他、会長が必要と認めたこと。

(経費)

第23条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査および報告)

第25条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

(顧問、参与)

第26条 協議会に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は、役員の任期に準ずる。
- 3 顧問および参与の職務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会長からの要請に応じて、助言および意見を述べる。
- (2) 参与は、会長からの要請に応じて、次の事項の協議に加わり協力する。
 - ① 市・県・国に要望する事項等
 - ② 事業内容および、事業推進に関する事項等

(情報の公開)

第27条 協議会の総会の議事録は、公開する。

(会議の傍聴)

第28条 総会および理事会を傍聴できる者は、第6条に定める会員とする。ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。

(雑則)

第29条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。

付 則

この会則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行する。
この会則は、平成 24 年 4 月 9 日から施行する。
この会則は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。
この会則は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。
この会則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。
この会則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。
この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

志津まちづくり協議会 令和8年度 組織図

町内会長会		
馬場町町内会	山寺町町内会	山寺新田町内会
笠井町内会	山寺大空町内会	岡本町町内会
青地第一町内会	青地第二町内会	上尾町内会
エメラルドマンション草津青地自治会		
追分町内会	ロクハタウン自治会	

所属している各種団体
志津社会福祉協議会
志津地区民生委員児童委員協議会
志津地区体育振興会
青少年育成志津地区民会議
身体障害者更生会志津分会
志津学区健康推進員連絡協議会
志津地区更生保護女性会
志津学区少年補導委員会
草津乗東交通安全協会志津支部
志津地区交通安全会
草津市消防団第二分団
志津スポーツクラブ
楠木会志津ゴルフ同好会
志津マレットゴルフ協会
志津グラウンド・ゴルフ協会
志津の歴史と文化をまなぶ会
i forest club

